

令和2年度事業計画書

1 運営方針

令和2年度は、一般財団法人として、交通事故防止を目的とした安全な交通安全用品（非金属製及びケーブル式タイヤチェーン）の検査検定の充実に努め、その安全性について広く国民に普及を行っていく。また、一昨年暮れに国土交通省・警察庁から大雪の際、北陸等の高速道路や国道の13区間でチェーンを装着していなければ通行できないという道路標識の一部を改正する命令が公布・施行され、その後も増やしていくとのことであったので、本年度、大いに期待していたところであったが、その後、国交省においては検討の話すらないとのことであった。併せて、本年度はこれまでに経験したことのない暖冬となり、全国的に降雪が少なく、スキー場等においても営業を断念する所も多く見られた。この暖冬はチェーンの販売にも大きく影響しており、各社は在庫を多く抱えているものと思われる。昨年度、本年度とタイヤチェーンの販売数が増加していたが、来年度は在庫の分認定シールの販売数が厳しくなることが予想され、一層の業務の効率化を進め経費の節減に努める。

2 各行事予定

(1) 理事会の開催

- ア 第34回理事会（令和2年5月14日）
- イ 第35回理事会（令和3年3月下旬ころ）

(2) 評議員会の開催

定時評議員会（令和2年5月28日）

(3) 認定委員会の開催

- ア 第62回認定委員会（令和2年11月中旬ころ）
- イ 第63回認定委員会（令和3年3月中旬ころ）

3 事業計画

(1) タイヤ滑り止め装置の認定

- ア 10月末日を申請締め切りとし、新規申請者及び更新試験受験者に対し事前指導等の実施を行う。
- イ 認定試験の実施
北海道（土別）～令和3年1月中旬に実施する予定
- ウ 認定の証明
 - (ア) 認定委員会による認定試験成績の判定及び理事会の承認を受ける。
 - (イ) 合格品に対し、認定証の発行を行う。
 - (ウ) 認定製品本体に認定番号を記載した「認定票」を付けさせること及び認定品の包装容器外側に認定シールを貼付させる。

エ 認定委員会を令和2年11月及び令和3年3月に実施し、認定試験基準等の検討及び実施要領等について審議するとともに、令和2年度認定試験の可否の判定を行う。

(2) 認定品の更新及び取消し

ア 認定有効期間（2年間）を経過する認定品について、更新事務の推進

イ 認定取消し

(ア) メーカーが認定品の製造廃止を届け出た場合の取消し事務の推進

(イ) 長期間製造しない場合の取消し処分事務の推進

(3) 認定品の普及等広報活動の推進

ア 令和元年度の認定取消し及び既認定品の一部仕様変更等の整理を行い、「認定製品一覧表」を発行し、冬期の交通指導関係者及び道路管理者等に対し、認定製品の性能等について周知徹底を図ることとする。

イ 認定品について、次の特性を機会あるごとに広報し、運転者等への認識を深めていく。

(ア) 金属チェーンに比較して、着脱の容易さや耐久性が特段に良いこと及び道路損傷の度合いが少ないこと。

(イ) 起伏の多い日本の道路事情や全国的高速道路の本線、ジャンクション及びIC等における凍結、降雪時に余裕を持って走行できること。

(ウ) 高速道路の降雪時等の制限速度50km/hに対応する速度性能を有している。

(エ) 国交省・警察庁が公布した大雪時、チェーン装着の義務化に対応するものである。

ウ 高速道路（株）、地方の安全運転管理団体等が実施する交通安全運動に協力し、冬期における滑り止め装置の有効性・必要性について啓蒙を行い、認定品の普及及び凍結・積雪路の交通安全を推進する。